



ベルでのアクションは他に余りないのではないか。

## (2)その根っこは広島夜回りの会の 20 年間の活動

夜回りの20年間で基盤になって、夜回りのメンバーにボランティア、社会福祉士会がいて、必ず広島市の職員が出ており、行政と民間がお互いに連絡を取り合いながらやっている。

## (3)とはいえ、隣接市の場合

こちらにもボランティア団体はあるが、要請してようやく福祉事務所が動き出した。もっと行政は本気になってやってほしいという声も同時に存在している。

## (4)社会福祉士会の活動のきっかけは、ボランティアの活動に比べて、技術、資格を持つ専門職が何も支援活動をしていないことが恥ずかしかったこと。

夜回りの会は親身になってホームレス者を病院やアルコール専門病院に繋ぎ、退院した方を近くで住まわせて支援している。専門職は、こうしたボランティアの活動を真摯に受け止め、問題提起や示唆があり、逆に励まされている。

## (5)保護を幅広く 刑余者ホームレスの人の増加

厚労省調査でのホームレスへの生保適用数は、実態の半分くらいしか計上されていない。A市では通常1ヶ月以上ないとホームレスとしてあげてないが、もう少し広い意味で野宿生活者、家がない者、居候とかも含めれば年間150人くらい新たに保護開始をしている。(ホームレス者は司法福祉の領域と重なる)最近の問題では、更生保護関係の人が多く雇用、福祉の支援が無いこと。また広島市には要支援要介護の受刑者の集中配置の刑務所の一つがあり(他に高松と大分市)、親族関係は切れており、そもそも作業保障が出来ず作業保障費が出ず、年金に入っていないので、更生を終えた時から利用できる社会保障・社会福祉制度がない。浜田市のPFI刑務所もできる。該当者が司法の領域に居る間に、必要な福祉の証明書である精神、知的、身体各種の障害者手帳などを取らせることが必要である。ホームレス者には刑余者、知的、精神などの障害者がいるので、その視点の支援が必要である。2008年から司法福祉の領域で社会福祉士雇用が始まった。

## (6)地域住民の理解促進対策が必要

2004年に広島市の自立支援センター計画が頓挫したが、地元説明会に夜回りボランティアを参加させて住民同士の話し合いの場があれば良かったかもしれない。住居を借ろうする時に地域にすごく抵抗感がある。支援者側は住民が理解が無いとか言う人も居るが、住民意識・感情を尊重してどう開拓するかが課題である。定住者は非定住者のことがよくわからないので反発している。学生がボランティア参加後に「何だ、普通のおじさんであった」というように、地域住民には色々な体験の場を提供し少しずつ理解してもらえないのではないかと。入浴関係で物品を調達先の業者は、「あんたらボランティアしているのか、頑張ってる」と言ってくれる。

## (7)現在地保護をはじめている

2004年までは広島市は仮住居借り上げ事業をとおして、ホームレス者は先ず路上からその仮住居に移ってから保護を開始し、住居に移る方法でやっていたが、2005年度からは、鹿児島、旭川等と同様に、現状のまま保護を受付し、住居を探すという形に変更している。

## (8)ホームレス・ウーマン、DVの知識が必要

2007年度のくつろぎ・入浴サービスを利用した女性ホームレスは4名いて、その対応はまだうまくいっていない。婦人保護施設やDV法の民間シェルターに繋いでいこうとするが、本人がためらったりしている。支援者側もDVの知識が必要であろう。

### **(9)野宿者が 10 名前後と少ない中でできるアクション**

呉市では月 1 回、社会福祉士会と広島国際大学生の夜回りがあり、行政は年 2 回福祉事務所も保健師と同行で健康チェックをし、生活保護につなぎ、2007 年当初は 12 名居たが現在は数名までに減らした。また、呉から広島市にやってくるので両方で事情把握している。

### **(10)福山の日回りの会 柔軟な当番制でアウトリーチ**

福山ではボランティアのグループが 3 つあって、この 3 つが協力、夜回り、夜出られない人は昼に出る「日回り」。昼は第 2、第 3、第 4 土曜日にお弁当を持って野宿地をまわる方式から、お城近くの 2 箇所の公園で固定してやるようになった。ボランティアは昼夜の両方出る人、夜出る人、尾道、府中からも参加している。2001 年の秋は 60 人分の食事を用意していたが、現在は 25 個程度作れば間に合うまで減った。

### **(11)支援団体が先に実践し行政が後から支援に 非常に重要な公私協働の成果**

①夜回り以外に、3 つのボランティア団体が福山市の生活福祉課、保健所と連携して「野宿生活者とボランティアの交流会」を 4 月、11 月の 2 回実施して、4 年になる。最初の 2 回くらいはボランティア団体が会場費を払ったが、今は市が負担してくれる。初めの頃は市側も課長次長の役職が何人かで様子を見に来たという感じであったが、今は共催となり、午前中に②健康診断、午後から③交流会という形で食事会、ゲーム、歌を歌ったりし、そのあとに④生活相談をしている。⑤生活福祉課職員が個別にそれぞれの人の話をじっくり聞き、就労とか、入居とか生活保護の申請とかへとつながり、非常に前進があった。⑥今までボランティア団体が自己資金でやっていたもの、例えば寝袋 30 袋購入貸し出し、ホームレス自立支援の市民講座の開催などを、市が 2007 年は助成金を負担してくれた。⑦市が企画して、市とボランティア団体との間で自立支援の意見交換をした。⑧2001 年の秋から支援活動を始めた当初は、行政の窓口は非常に敷居が高かったが、ここ 2、3 年市福祉事務所は非常に親切に一人ひとりの声をよく聞いてくれている。ボランティアが野宿の人に市役所に行きなさいと言っても「もう、行くもんか」と帰って来ていたが、実際に交流会に出て顔を合わせ、日回りの際に福祉事務所の人と直接話をすると、信頼関係ができて、まず心を開いてくれ、その人が福祉事務所担当者を紹介すればそれで話が進んでいくというケースが非常に多くなった。行政と一緒にやっていく力というものを感している。とても人数が減ってきていて助かっている。⑨(住居と路上の行き来を予防する)現在の問題はアパートに入って保護を受けても、特に一番気になるのは、特に知的障害、精神障害者をどうケアしていくか。これは専門職のほうで関わってくれないとボランティアでは対応できない。そのためには保健医療福祉関係者の力は大きい。開業医が、相談業務に乗ってくれ、ちょっと前進した。

### **(12)脱野宿者のちょっとした感じで集まれる「いきいきサロン」のような場づくり。再度路上に出なくて済むためのコミュニティづくり、コミュニティへの統合。**

行政とはタイアップしてやっているが、現在は脱野宿をした人がちょっとした感じで集まれる場を、例えば地域団体、自治会などとタイアップしてやるというのもひとつの展開であろう。脱野宿者のコミュニティへの再統合。(参照)堤圭史郎(2006:35-50)「善意」に支えられた「ホームレス支援」(大阪)市大社会学(7)。

### **(13)行政支援の水準を保つためのホームレス部会の組織化**

福山市福祉部生活福祉課の職員が 9 名でホームレス部会というのを作っている。先述の「野宿生活者とボランティアの交流会」に福祉事務所長、生活福祉課長以下、ホームレス部会

の職員が出向き、保健師による健康診断、生活福祉課職員による生活相談をしている。今年の実態調査時に、「何かあったら生活福祉課の方へ相談に来てください」というチラシと、日用品、歯磨きとか、石鹸とか、カイロとか寝袋などのボランティアから預かった物品の配布もした。今回は24人を把握し、その後数名の方が来所し、生活保護の申請をしている。本人が相談に来てもらったということは、行政のこうした行為の成果が少しでも出たのではないかと考えている。(アドバイス)ホームレス支援は福祉事務所職員の個人の力量に依る所が大きい、担当者の異動で行政が停滞しないためにも、ホームレス部会のように組織化が重要であろう。

#### (14)多重債務、安全確保、民協・専門職団体の支援活動への期待、そろい踏み

①(広島弁護士会)弁護士会は人権問題委員会が担当し、人権セミナー、多重債務問題などを行っているが、今後積極的に取り組んでいきたい。

②(広島県民生委員児童委員協議会)： 本会もやはり居住不安定な人への支援を何かしなきゃいけないと本日の会議で痛感した。

③(広島県警察本部生活安全企画課)：地域住民の理解を得られていないためによくトラブルがあるが、地域住民、ホームレスの人両者とも安全が重要で、警察に相談いただきたい。

④(広島県福祉保健部社会福祉局社会援護室) 県としても見直しにそった必要な支援をしていきたい。

⑤広島県医療ソーシャルワーカー協会、広島県精神保健福祉士協会、社会福祉系の専門職団体が揃い踏みとなった。是非各地域で実践してされたい。

#### ■ くつろぎ・入浴サービスへの参加は

2003年のホームレス実態調査から就職、入浴・清潔、食事などのニーズが分かり(2007年調査も同様の結果)、入浴サービスを開発し、2004年2月20日から始め、2008年3月末現在で170回を越えました。社会福祉士会が責任団体となり、看護協会、介護福祉士会、社会福祉協議会、ボランティアとの協働です。現在の活動の場所は西区のアパートで。活動は第1・第2金曜日、第3・第4土曜日の月4回で、いずれも12時30分～18時です。利用者は予約制で、一人90分利用で、1日3、4名ですが、時には5名になることもあり、普通の会話の流れから相談支援を行っています。広島県社会福祉士会事務局まで(082-254-3019)。

#### 自宅のできる寄付ボランティア

ご自宅に眠っている物品がありましたら、ぜひ寄付をお願いします。

こんなものがあると助かります。

■タオル、春、夏物の衣類(厚手のシャツ、洗濯済みのズボン、ジャンパー)、ベルト、新品下着(トランク型)、靴下、運動靴、スポーツバッグ、帽子(野球帽)、自転車(防犯登録つきの中古)

●食料： お米、缶詰、即席カップ麺、レトルト食品、カレールー、日持ちする野菜(かぼちゃ、ジャガイモ、たまねぎ、だいこん、にんじん)など。

◆(用途) 主として、くつろぎ入浴サービス、路上に定住し自炊している人、路上脱却直後の人のために使います(現物給付なので借金になりません)。

(寄付感謝) ①小学生の作ったお米10kg、②東広島市 重竹憲生様のお米30kg、③吉村様2万円、④県介護福祉士会より会員カンパ33,005円、⑤石鹸など

※この他の物品の寄付については、事務局にご相談いただくと幸いです。